

齋藤修一郎と英学②—大学南校から開成学校まで—

(3) 開成学校時代

2025 年 7 月 12 日日本英学史学会本部例会第 581 回

川瀬健一

はじめに：

この論考は、私の母方の祖母の父親・齋藤修一郎が学生時代にどのようなことを学んだのかということを考察する論考の一つである。



(左：明治 28 年ソウル・ラトガース大学蔵 右：明治 10 年 ボストン・清水氏蔵)

なぜ彼に興味を持った¹か？

2009 年に彼の存在を知って調べた所、彼は明治 43 年（1910）の時点ですでに日米戦争を予測し、これを避けるためには日本の外交政策としては植民地を持たず自由貿易主義を取り、そのために学問と産業の発展につとめて世界中に安くて良い製品を輸出できるようにする。そして同じ外交政策を取るアメリカとは、緊密な関係を築くことを提言していたことが分かった²。

なぜ日露戦争直後という早い時期にこのような卓越した見解を持つことができたのか？

以後彼の事績を明らかにするとともに、明治 3 年（1870）3 月に静岡藩（旧幕府）の沼津兵学校附属小学校入学を皮切りに、その年の 10 月の東京の大学南校転学以後の彼の英学の履歴を追うことによって、かの先見の見解の形成の背景にあったであろう

う学習履歴を追った。

★参考★齋藤の略歴

1855（安政2）年7月12日、越前国府中本多家蘭方眼科医齋藤策順の長男として府中に生まれる。

1870（明治3）年3月、福井藩の私費留学生として静岡藩（旧幕府）の沼津兵学校附属小学校に入学。

1870（明治3）年10月、福井藩選出の貢進生として東京の大学南校に入学。

1875（明治8）年7月、開成学校法学部本科1年を修了後、8月ボストン大学法学校の2学年に編入。

1878（明治11）年6月、ボストン大学法学校を優秀な成績で卒業（52人中13番）。

1880（明治13）年9月帰国、11月外務権少書記官公信局通商課長勤務を振り出しに官僚となる。

1885（明治18）年3月、当時進められていた条約改正事務を執り行う。

1886（明治19）年3月、第一次伊藤内閣の外務大臣井上馨の秘書官・総務局政策課長兼務。外国公使と外務省・法務省幹部が条約改正案を審議する条約改正会議の書記官長を務める。11月、ベルリン公使館参事官としてアメリカ経由で渡欧。

1888（明治21）年10月、井上の農商務相就任（黒田内閣）により請われて帰国。農商務相秘書官、商工局長を兼任。

1893（明治26）年3月、第二次伊藤内閣の下で、農商務次官となる。

1894（明治27）年1月退官。10月、駐韓国公使となって朝鮮政府を親日化させるために動き出した井上馨の秘書官として韓国に渡り、韓国政府の内部顧問を務める（明治27年11月から28年10月）。

1895（明治28）年 韓国国王の王妃である閔妃暗殺事件に伴い10月17日帰国。

1897（明治30）年9月から中外商業新報（後の日経新聞）社長を務める（31年12月10日まで）。

1898（明治31）年9月から東京米穀取引所二代理事長となる（明治33年まで）。この間、帝国党創立に関わる。

1899（明治32）年、7月帝国党結党、総務委員となる（34年10月ごろまで）。12月10日には茶業組合の理事としてアメリカの輸入茶への関税撤廃を働きかけるため渡米（35年5月27日アメリカより帰国）

1903（明治36）年11月、皇国殖民株式会社を有馬組の森清右衛門、名古屋の森本善七、其の他平山靖彦、吉田弘蔵等と設立して、業務担当社員（専務）となり、アメリカ移民事業（主にハワイ）に携わり、1905（明治38）年4月、皇国殖民株式会社専務として第一回のブラジル移民に取り掛かるも、帝国党結党の際の他人の借金およそ22万円が連帯保証人であったためふりかかり、1906（明治39）年9月、皇国殖民株式会社専務を退任。

1907（明治40）年、借金を返せず破産、全財産を失う（破産は6月から10月ごろか）。

1908 (明治 41) 年 3 月 4 日アメリカに渡り、サンフランシスコで日本人学生の世話人のような仕事をする (1909 (明治 42) 年 10 月 26 日帰国)。

1910 (明治 43) 年 5 月 6 日、著書「日米外交論」執筆中に病気で死去 (「日米外交論」は死後の 6 月に共著者大塚善太郎の名前で出版される。序は大石正巳・原敬)。

2 : 齋藤の学習履歴

●明治 3 年 (1870) 3 月～10 月。沼津兵学校付属小学校にて英語・数学・漢籍などを学ぶ³。

●明治 3 年 (1870) 10 月～明治 4 年 7 月。大学南校普通科で英語専修。数学・英語・地理などを学ぶ (ただし教師は日本人。週 1 回英米人教師による会話授業あり)⁴。

●明治 4 年 (1871) 7 月。大学南校は、語学学校 (英・仏・独) となり南校と改名。齋藤は英語専修。学科は西欧の中学・高校レベル。米英人教師が英語で幾何・代数・窮理・化学・生理・地理・歴史・修身・英文法・英作文などを教える (化学と窮理のみ日本人教官が補助に入る)。

●明治 5 年 (1872) 8 月、南校は東京第一番中学校と改名。化学と窮理での日本人教官の補助が廃止され、外国人教師のみの講義に変更⁵。

●明治 6 年 (1873) 4 月東京第一番中学校は開成学校と名称を変更。7 月英語のみによる各種学校 (実質大学) となり、学科は法科・理科・工業学に再編。中学上等二級・三級・四級と中学下等一級以上の者で希望したものを学力に応じて三科に編入。中学下等二級以下の者は、新設の東京外国語学校に編入。また仏学・独学の生徒は英学への編入又は退学し、残留を希望した最上級学年のみは仏学⇒諸芸学、独学⇒鉱山学に再編にして存続。齋藤は英語科英 2 級から法学部法科予科 1 級に編入される。

本報告は、この開成学校法科予科・本科一年の時代の学習状況を追う。

3 : 開成学校法科での学習

(1) 法科を選んだ理由 :

予科 1 級時の英語翻訳の授業 (グリフィス担当) で書いた英文の自伝に次のように書かれている。

At first his intention was to study the art or science by which the country may be made wealthy and rich; but afterward being persuaded by his relations and friends he inclined to take his father's profession. However, after he came into the world out of a well and saw the importance of the intercourse with foreign

lands, and some times have noticed some defects in our diplomatic agents thereby resulting many calamities upon the country, he determined to study law particularly relating to the international communication. By training himself in that branch of culture he thinks he can do better to the society and for himself than by trying any of other department of learning.

最初に彼が意図したことは、国が裕福で金持ちになれるかもしれない技術もしくは

科学を学ぶことだったが、彼の親族と友人たちに説得された後には、父の職業を引き受けたいと思っていた。しかし、井戸の外の世界に出てきたあとでは、彼は外国との関係の重要さに気付き、同時に我が国の外交官たちの幾つかの欠陥、それは結果として国家に多くの災難をもたらすものだが、それに注意を払うようになって、彼は法律、とくに国際関係に関する法律を学ぶことを決心した。彼はその文化の分野（国際法の分野）において彼自身を訓練することによって、他の学習分野で訓練するよりも、社会にとって、そして彼自身の生活にとって、より貢献ことができると考えている⁶。

ここで注目すべきことは、彼が法科を選択した時点（1873・明治6年9月）ですでに、彼は外交に注目しており、しかもその背景には、当時の外交官が国際法を認識していないことが、国家にとって多くの災難をもたらす可能性を持つものだという認識を持っていたことだ。

かれが注目した具体的事例が何かは明確ではないが、齋藤が南校⇒第一番中学に在学して学んでいたその時に起きた事件、ペルー船・マリア・ルス号事件ではないかと思われる⁷。

事件の概要を示せば、1872年7月9日（和暦明治5年6月4日）、暴風に遭遇して修理が必要となったペルー船・マリア・ルス号が横浜港に入港。数日後この船から中国人が数人逃げ出して近くの英国軍艦に助けられる。そして彼らの話からこの船は奴隷船であることが判明し、イギリス代理公使ワトソンは日本の外務省に乗客保護の観点から動くように要請。日本政府としてはペルーと国際裁判を構えることに消極的だったが、日本の見識を内外に示す絶好の機会ととらえた外務卿副島種臣は、当時神奈川県参事（のちに権県令）であった大江卓を担当に指名し、中国人労働者の解放を裁判を通じて実現するように命じた。乗客を虐待した容疑で船長に対する刑事罰を審議する第一裁判は、1872年8月7日（和暦明治5年7月4日）に始まり1872年8月30日（和暦明治5年7月27日）に結審した。

この裁判で船長は中国人乗客は奴隷ではなくペルーに行けば大金が手に入ると信じた労働者が乗船していると強弁。日本側は保護した中国人乗客たちの尋問により航海中もそして横浜に到着してからも乗客に対する暴力が行われていたとの証言を得て追及。しかし船長側は法廷弁護士F.V. ディキンズを雇い、ディキンズは、居留地取り締まり規則によると各国領事の立ち合いの下で裁判が行われるべきものののに参加したのはイギリス領事とポルトガル領事のみという裁判形式の不備と、そもそも国際法では公海中での犯罪行為はその船の掲げる旗の下で裁くとされており、裁判権があるのは、清国またはマカオ、またはペルーであって、日本には裁判権がないので、この裁判そのものが無効とし、裁判の即時中止を求めた。

裁判長を務めた大江卓は、ディキンズの指摘を考慮し、横浜寄港中での船長の暴力行為に限って判決を出し、暴力があったと認定して、日本の法律に基づいて船長に禁固100日を課し、長期に渡って停泊を余儀なくされていることを鑑みて船長の罪を許し、ただちに同船での出港を許可した。

しかし証言のために上陸していた中国人乗客たちが船に戻ることを拒否。そして日

本政府も彼らに船に戻るよう命じる権限はないとしたため、船長はただちに、中国人らを移民契約不履行で訴える民事裁判を起こした。

第二裁判は1872年9月18日（和暦明治5年8月16日）から開始されて4日間続き、1872年9月21日（和暦明治5年8月19日）に結審した。

この裁判でもディキンズは、この移民契約はマカオ政府の規則に乗っ取った適法なものであり、たとえ契約が違法であってもこれを裁けるのは契約締結地のマカオだけであり日本には裁く権利がないことを示して裁判の中止を要求するとともに、日本でも吉原遊郭での遊女の奉公契約のように、非人道的な売春が強要されるとともに、遊女自身を売買することが許されているように、日本でも奴隷売買が行われており、このような国に本件を奴隷売買として裁く資格はないと指弾した。

判決で大江は、人身売買との訴えは日本で起こされたものであるから、マカオで締結された移民契約の違法・適法を判断する権利は日本にもあるとし、これは人身売買であると認定して船長の敗訴を宣言。これによって200余名の中国人労働者は解放され、来日した清国使節に引き渡されて帰国。ペルー船船長は、乗員と船をすてて逃亡した。

この二つの裁判が行われた1872年8月7日（和暦明治5年7月4日）から1872年9月21日（和暦明治5年8月19日）の時期は、齋藤が在学していた南校が東京第一番中学と改名された時期であり、丁度夏休みの時期にも相当し、齋藤は裁判の経過を日々新聞で見聞きしたことであろう⁸。

また裁判が結審した直後の1872年10月（和暦明治5年9月）に米国人マッカーティー McCartee, D. B が東京第一番中学に教師として採用され文学・博物学を担当し、明治6年7月に開成学校法科・理科・工業学にと改変された後は法科で、明治6年9月から明治7年7月には、予科第一級と二級に対して、ラテン語・国勢学・経済学・法科総論を教え、理科でも博物学を教えたが、このマッカーティー McCartee, D. B は、中国人労働者引き取りのために来日した使節の随員として来た、宣教師兼米国領事官員であった。齋藤は文学や博物学を彼から学ぶとともに、この事件の概要や、法律の専門家としての見解も聞いていた可能性は高い。

さらに齋藤が開成学校開設に際してどの科を選ぶかを考えていたであろう時期の、1873年（明治6年）3月に日本との修好条約締結のために来日していたペルー特使は、マリア・ルス号事件を取り上げ、この裁判は無効であると厳しくかつ詳細に述べた。日本政府のとった措置は国際法違反だと断じたのであり、これを認めては日本の国際的威信が失墜しかねない事態になったのだ。

この一件が、第三国の判断を仰ぐことで妥協が成立し、この一件をロシア皇帝の採決に一任することで合意したのは1873年（明治6年）6月29日のことであり、これは法科・理科・工業科の三科からなる開成学校が設立されたその時であり、齋藤が法科を選択した時期はまさに、前年に結審したマリア・ルス号事件がペルー国の抗議により再燃し、国際紛争となりかねない時期であった⁹。

（2） 開成学校法科予科の時代の学習

明治6年7月の時点の法科の学習については、「文部省雑誌」明治6年（第3号）に、開成学校の法学校・理学校・工業学校の教則が掲載され、その中の「法学校教則」に以下のように記された。

今般法学校教則ニ相改メ旧上等第二級第三級第四級第五級の生徒専門法科志願ノ者ヲ、其学力ニ随イ上等第二級第三級ニアルモノヲ合シテ一組トナシ法学本科第三級トシ第四級第五級ニアルモノヲ合シテ法学予科第一級トス。其ノ順序左ノ如し。

法学本科第三級

三浦和夫 斎藤修一郎 小村寿太郎 天野瑚次郎 中山寛六郎 木城直 清水彦五郎
小笠原庸之助 向坂兌 入江陳重 松本駒次郎 野村診吉 菊池武夫 佐々木正 岡本輝彦

以上15人

法学予科第一級（以下略） 以上二十人

そして教科受け持ちとして

ウィーダル持 数学（本科第三級） 一週三時

※落丁 論理（本科第三級）一週三時

グリフス持 歴史 一週八時（※補遺 本科第三級 四時・予科第一級 四時）

マカデー持 羅甸（※補遺 本科第三級 三時・予科第一級 三時 計六時）

国勢学（※補遺 本科第三級 一時・予科第一級 一時 計二時）

経済（※補遺 本科第三級 三時・予科第一級 三時 計六時）

法科総論

（※補遺 本科第三級 三時・予科第一級 三時 計六時）

一週二十時

ウィルソン持 語学（※補遺 本科三級 四時・予科一級 六時 計十時）

数学（※補遺 予科第一級 四時）

一週十四時

と、担当教員名と担当教科、そして一週あたりの担当時間数が示された¹⁰。

この史料に示された、本科第三級と予科第一級の時間割は以下のとおり。

法學豫科第一級											
時	月	火	水	木	金	土	時	月	火	水	木
至一時半	翻譯	翻譯	翻譯	翻譯	翻譯	翻譯	至一時半	翻譯	翻譯	翻譯	翻譯
至二時	法科	數學	法科	數學	法科	數學	至二時	法科	數學	法科	數學
至三時	歴史	國勢學	歴史	國勢學	歴史	國勢學	至三時	歴史	國勢學	歴史	國勢學
至四時	體操	體操	體操	體操	體操	體操	至四時	體操	體操	體操	體操
至五時	經濟學	經濟學	經濟學	經濟學	經濟學	經濟學	至五時	經濟學	經濟學	經濟學	經濟學
至六時	語學	語學	語學	語學	語學	語學	至六時	語學	語學	語學	語學
至七時半	語學	羅甸	語學	羅甸	語學	羅甸	至七時半	語學	羅甸	語學	羅甸
至八時半	羅甸	語學	羅甸	語學	羅甸	語學	至八時半	羅甸	語學	羅甸	語學
至九時半	體操	體操	體操	體操	體操	體操	至九時半	體操	體操	體操	體操
至十時半	法科	論理	法科	論理	法科	論理	至十時半	法科	論理	法科	論理
至十一時半	翻譯	翻譯	翻譯	翻譯	翻譯	翻譯	至十一時半	翻譯	翻譯	翻譯	翻譯
至十二時半	翻譯	翻譯	翻譯	翻譯	翻譯	翻譯	至十二時半	翻譯	翻譯	翻譯	翻譯

法學本科第三級											
時	月	火	水	木	金	土	時	月	火	水	木
至七時半	羅甸	語學	羅甸	語學	羅甸	語學	至七時半	羅甸	語學	羅甸	語學
至八時半	數學	經濟學	數學	經濟學	數學	經濟學	至八時半	數學	經濟學	數學	經濟學
至九時半	體操	體操	體操	體操	體操	體操	至九時半	體操	體操	體操	體操
至十時半	法科	論理	法科	論理	法科	論理	至十時半	法科	論理	法科	論理
至十一時半	翻譯	翻譯	翻譯	翻譯	翻譯	翻譯	至十一時半	翻譯	翻譯	翻譯	翻譯
至十二時半	翻譯	翻譯	翻譯	翻譯	翻譯	翻譯	至十二時半	翻譯	翻譯	翻譯	翻譯

しかし直ぐに本科生とはならなかったようで(直ちに本科生とするには学力が不足していたか?)、「文部省雑誌」明治7年第11号には
本年二月第一大学区東京開成学校ニ於イテ定期試験ニ因テ生徒等級ヲ定ムル左ノ如シ
法学予科第一級

三浦和夫 菊池武夫 小村寿太郎 斎藤修一郎 入江陳重 岡村輝彦 向坂兌 野村
珍吉 中山寛六郎

右元級

として、先の本科第三級とした15名から6名抜けた人員9名をあげ、彼らは試験の結果、元の法科予科第一級とすると示した¹¹。

明治6年7月の時点で本科第三級の学科内容は、翌々年の明治8年4月に出された「東京開成学校第二年報」に記された予科の教育課程(英語学・数学・地理学・史学・博物学・物理学・化学・星学・図学)と大半は同じで、ラテン語と法学総論が入っている所だけが違うので、明治6年7月の時点ですぐさま本科生を出すのではなく、予科とし、この年はとりあえず予科の重要な課目・学科表に示した課程で予科一級・予科二級の講義を行い、翌年予科一級を本科に進級させて法学一年(初級)とし、あらためて予科1年から3年の学年を定めて学科を詳細に決めたのではないかとと思われる。

この明治6年から7年にかけて開成学校法科予科を教えた4人の外国人教師の経歴を示しておこう。

1：ヴィーダー：(当時48歳) Peter Vrooman Veeder(1825-1896) 1825年6月23日ニューヨーク州ロッテルダム生まれ。父は合衆国最初の大規模な鉄道を建設。1846年 Schenectady の Union College を首席で卒業。以後7年間各地で教師。1857年にピッツバーグの Western Theological Seminary で神学を学んで卒業。牧師となり、ニューヨーク州の Kingsborough 教会牧師、1857年カリフォルニア州サクラメント、1858年 Napa の First Presbyterian Church 牧師(ー1865年7月)。以後数年間サンフランシスコの City College 学長。1870年フィラデルフィアの Commissioner to the General assembly。同時に神学博士授与。日本政府の招きを得て1871年から1878年まで東京で教える。帰国後は、1880年ピッツバーグの Western University の 数学教授、1882年イリノイ州の Lake Forest University の 天文学教授などを務めた。1896年8月11日パークレイの自宅で死去。日本における気象研究の先駆け¹²。

2：グリフィス：(当時29歳) William Elliot Griffis(1843-1928) 1843年9月12日、アメリカ合衆国ペンシルベニア州フィラデルフィアに生まれる。1860年高校を中退し、第一オランダ改革派教会のバイブル・クラスで教え始める。南北戦争が始まった後、奴隷制度問題への強い関心からペンシルベニア士官候補生に志願し、1863年ペンシルベニア市民軍第44連隊の一員としてゲチスバーグの戦いにも参加。1865年、ラトガース大学科学科に入学し1869年卒業。その間に日本人留学生、横井左平太・太平兄弟に英語を、日下部太郎(旧名八木八十八ーやぎやそはち)にラテン語を教授。明治4年(1871年)に日本に渡り、福井藩の藩校明新館で同年3月7日か

ら翌年1月20日まで理科（化学と物理）を教えた。明治4年7月（1871年8月）、廃藩置県により契約者の福井藩が無くなった。明治5年1月（1872年2月）、フルベッキや由利公正らの要請により10ヶ月滞在した福井を離れて南校（東京大学の前身）に移り、明治7年（1874年）7月まで物理と化学、精神科学など教えた。明治8年（1875年）帰国後は牧師となるが、米国社会に日本を紹介する文筆・講演活動続けた。1876年にアメリカで刊行した *The Mikado's Empire*（『ミカドの帝国』あるいは『皇国』と訳される）は、第一部が日本の通史、第二部が滞在記となっている。1928年2月5日避寒先のフロリダ州ウインター・パークで死去（85歳）¹³。

3：マカデー（当時52歳）： 正しくはD.B. マッカーティ（1820-1900）Divie Bethune McCartee 1820年ペンシルベニア州フィラデルフィアに生まれる。1840年ペンシルベニア大学を医学士として卒業。1843年長老派協会の医療宣教師として中国に派遣される。1844年-72年まで寧波を拠点とする（途中芝罘と日本に滞在した時期もある）。宣教活動と医療業務の傍ら中国語の学習に専念し、数か所において米
国領事や領事館員としても活躍した。1872年7月、マリア・ルス号事件で解放されることとなった華人労働者を本国に連れ戻すため、ときの上海道台・沈秉成は日本に使節を派遣したが、その際にマッカーティは随員として同行。任務遂行後10年来の知己であったフェルベッキが開成学校の設立に関わっており、同校で教鞭をとることを懇望されたため日本に残り、第一大学区一番中学で英語を、さらに開成学校で、国際法、政治経済学、博物学とラテン語を担当した。1877年東京開成学校の職を辞して中国に戻り、上海で米国駐上海総領事館の副総領事・郵便物責任者・会審衙門補佐人を兼任したが、半年もたらずに辞任し、清国中日公使館書記官に転身した。公使館の副公使の張斯桂が、寧波でマッカーティから化学と物理学を教わるという旧知の中だったので、張斯桂が日本に派遣されるに際してマッカーティを訪ね任期三年月給400両の条件を提示して勧誘したからだ。在日清国公使館員としてのマッカーティの功績は1879年に起きた琉球処分問題で日本と清国との間で戦争になりそうな事態が起きたときに、折から調停を依頼されて来日した米国前大統領グラント将軍に琉球の地理や歴史に基づいた助言をしたり、日本と中国と琉球の歴史的関係についての詳細な論文を *Japan Gazette* に掲載して日本と清国の関係を取り持ったことである。1880年5月23日、マッカーティは清朝駐日公使館での任期満了に伴い、帰国の途に就いた。その後1885年から1887年までは駐米日本公使館の顧問につき、1888年には再び宣教師として来日して1899年10月まで活動したが病気のため帰国。1900年7月にサンフランシスコにて死去¹⁴。

4：ウィルソン：（当時31歳）Horace E. Wilson（1842-1927）メイン州 Gorham 生まれ。サンフランシスコで死去。1863年3月16日ペンシルベニア州市民軍に参加。1866年3月17日満期除隊。23歳。メイン州で大学に入学する直前に志願して軍隊入り。このため大学は出ていない。しかし開成学校同僚で友人の W.E. パーソン Parson. W. E 74. 9-78. 7 開成学校・東大理学部で数学・理科を教授）の尽力により1876年6月28日修士号を授与される（ペンシルベニアの Gettysburg College から）。帰国後はサンフランシスコの Mechanics' Institute 図書館に勤務。図書主任⇒

理事¹⁵。

この4人の中で、開成学校法科で中心的役割を担ったのは、D.B. マッカーティであることは明白。これがマリア・ルス号事件で解放された中国人労働者受取の中国使節随員として1872年7月（和暦明治5年8月）に来日した時、彼を東京第一番中学の教員にスカウトしたのは、当時の教頭フルベッキ Guido Fridolin Verbeck であったのだが、フルベッキはすでにこの時期、近時に開校される法科学校の教師として、宣教師であるが医学の心得もあり法律にも詳しく米国領事官を勤めていたD.B. マッカーティを、法科の教授陣の中核の一人として想定していたことがわかる。

齋藤がこの予科一級で学んだ各学科（語学・英語、数学、歴史、ラテン語、国勢学、経済学、法科総論）がどのような内容でどのような教科書を用いたかは、歴史を除いて史料がないので良くわかっていない。歴史については担当したグリフィスがその日記の、1874（明治7）年2月2日の項の試験科目として、Hume's History of England とあるので、歴史家ヒュームが著した全6巻の「イギリス史」の抜粋本であるエディケーショナル版ではないかと思われる。

齋藤が、南校⇒東京第一番中学⇒開成学校と学ぶ中で歴史が重要な一翼を締め、その際の使用教科書は、パーレー「万国史」¹⁶⇒ウーストル「英国の部」¹⁷⇒ウィルソン「千五百年代」¹⁸であることは判明しており、このあと、ウィルソンの「MODERN HISTORY」の後の章のいくつかを学んだあと、Humeの「イギリス史」を学んだことがわかる。

齋藤は沼津・東京で英学を学ぶ前に、越前府中の本多家の藩校「立教館」にて、漢籍の、「十八史略」「皇朝略」「元明史略」「日本外史」、さらには「史記」「漢書」「春秋左伝」など本格的な史書の一部も学んでいた可能性がある。そして沼津兵学校・付属小学校の学科表には、「十八史略」「国史略」「元明史略」「皇朝史略」「国史略」「日本外史」があるので、ここで再び漢籍の歴史書の初歩を学んだことであろう。

その上で東京の学校で、今度は英語で、パーレー「万国史」で歴史の初歩を学び、ウィルソンの「OUTLINES OF HISTORY」で西洋史の概要を学び、最後に実証主義史学に立つHumeの「イギリス史」をじっくり学んだことで、現在を理解するには、その背景である歴史をきちんと見ないといけないことを、しっかり叩き込まれた事と思われる¹⁹。この素養が、彼が後年、外交の在り方を論じた際²⁰にも、さらに日露戦争に臨んでその戦争が意味があるのかを論じた²¹際にも、さらに日本が満州植民地化を進めるに際してその危険性を論じた²²際にも、すべてそれぞれの歴史的背景を考察したうえで現在の評価を下し、今後の取り組み方を示すという論の進め方をしたのは、若い時から漢文でそして英語で歴史をじっくり学んだ経験があったからだと思われる。

また齋藤はこの時期に初めて法科概論を学ぶとともに、現代法の元になった羅馬法を学ぶためのラテン語を初めて学んだのであり、後年アメリカから帰国後の齋藤が、外務省に勤めながら、神田の明治義塾で、ホイートン氏の「国際法沿革史」を訳述しながら法学論を講義した背景に、深く歴史を学んだ経歴と、開成学校法科予科以後法

律を系統的に学んだ成果があったと思われる。

(3) 法科予科一年時代の主な出来事

この開成学校法科予科在学の明治6年9月から明治7年7月までの時期で、齋藤にとっての最大の事件は、明治6年10月の開業式において、臨席した明治天皇の前で齋藤が在校生を代表して英語で演説をしたことと、もう一つは、明治4年以来長きに渡って、化学・文学・歴史や英作文の指導を受けてきたグリフィスが突如教師を辞めて帰国してしまったことだと思われる。

a) 開成学校開業式での齋藤

1873年（明治6年）10月9日の開成学校開業式には明治天皇の臨幸のもと、中庭にて式典が開催されたのち、講堂に場所を移して、生徒・教員の発表が行われ、法学は生徒代表齋藤修一郎が「法律の起源」を英語で論述し、理学科は生徒長谷川芳之助以下三名が化学実験を、諸芸学では生徒古市公威以下三名が物理化学の実験を、鉱山学では教師リットルが実験と講演を行い、これを生徒安東清人が訳述した。また齋藤は、後日の11月29日に皇后が開成学校へ行幸なったときも、法学を代表して祝辞「女性の役割」を朗読し、後日皇后から、ギゾー著『ヨーロッパ文明史』を賜っている²³。

b) 恩師グリフィスの辞職と帰国

グリフィスは当初、福井藩の藩校明新館で化学と物理を中心に教えていたが、廃藩置県で福井藩がなくなり藩校の将来も危なくなったとき、東京にいたフルベッキの誘いを受けて、明治5年1月（1872年2月）に南校に移り、物理と化学を中心に教鞭をとって来た。このグリフィスが1874年（明治7年）7月に夏休みに入る直前に辞職してアメリカに帰ってしまった²⁴。

グリフィスの南校との間の契約は1873年（明治6年）12月末日が期限であった。ところがこの契約満期の前の7月10日に開成学校で専門学科を担当した故として月額30円の増額が告げられるとともに、12月末までの契約を廃棄して、あらたに7月14日からの半年間、1874年（明治7年）2月16日までの新契約が提示され、学年がまだ終わらない時期での解雇が通告された（学年は9月はじまりで翌年7月まで）。グリフィスとの契約はその後半年間延長され、明治7年2月17日から8月16日までとされたが、グリフィスはこの任期満了直前の7月17日に辞職して即時帰国してしまった。

このグリフィスの辞職・帰国の背景は従来、東京に来る際に約束された工芸専門学校の開校がまったく実現の目途もたっていないことへの不満と、グリフィス研究家の山下栄一氏によって断定されていた²⁵。

しかし、この1873年（明治6年）7月10日の解雇通告の背景を残された『文部省往復』の文書綴りで確認してみると、これは開成学校当局と文部省が一体となって進めた、キリスト教排除と教師の中の牧師資格保有者排除という排外主義的行動に、グリフィスが先頭に立って抵抗したことへの処分であった可能性が高いことが判明した。

明治6年3月15日づけで開成学校より文部省に、「お雇い外国人教師が日曜日を休業とするだけではなく、米国人はその独立記念日、それ以外の英独仏人もそれぞれの国の祝日を休業日としていることは問題で、日本政府に雇われている以上は、その政府の方針に従う義務があり、以後日曜日休業を廃止して一六休みとし、独立記念日などのそれぞれの国の祝日を休業とすることは禁止する」旨が伺いとして提出された²⁶。そしてこの直後の4月に、大木文部卿の名で、今後のお雇い教師の契約書には日曜日ではなく一六休みを休業としあとは政府の定める日を以て休業とする旨が布告されている²⁷。

さらに明治6年6月17日に開成学校長名で文部省に一つの伺いが出された。内容は「今般文部省より外国教師雇い入れ付心得が布告され西教伝教士を学校教師とすべからずとされた。本校御雇教師中にはフルベッキ氏の如き両三輩伝教士あり。達しはないが追々雇期限の来るものも有るので、これを雇止めとしたい旨を予め申請する」とのことで、文部省の回答は「西教伝教士の輩は満期限り雇可相止事」とあり、ただし予め申し出ることと但し書きがなされた²⁸。

開成学校と文部省は矢継ぎ早に、キリスト教排除と教師の中の牧師資格保有者排除を打ち出した。

そしてこの政策が明らかにされたのは、6月18日。これまで日曜日を休日としていたものを辞め、「一・六休み」（1, 6, 11, 16, 21, 26を休日とする制度）を実施することが突然通告された。

この学校当局の動きに英語学科の教師たちが一致団結して抵抗し、英語学科が主催する法科・理科・工業科では今まで通り日曜を休日とし、「一・六休み」を受け入れたフランス語の諸芸学科やドイツ語の鉱山学科での日曜日の講義はボイコットするとし、この動きの中心にいたのがグリフィスだった。

そしてこの動きは一つの事件を引き起こした。それは、日曜休日廃止とともに、従来はアメリカ建国記念日である7月4日のアメリカ人教師の授業休講措置も廃止され、従来実施していたアメリカ国旗の掲揚も禁止され、これに不満をもったアメリカ人教師らが事前に国旗掲揚と夜に花火を打ち上げることを学校当局に通告し、制止を振り切って実施した3名が即時の雇止めを通告されていた。

グリフィスは直ちに当時の文部省の最高責任者である文部大丞田中不二麿宛に手紙を出し、契約の継続と一六休み中止を訴えた²⁹。

「一六休み」自体は8月25日に撤回が通知されて一件落着いていたのだがグリフィスの雇止めはなくなり、その上、新学期が始まった9月12日に突然、開成学校教頭フルベッキの解任が通告された。

開成学校の構想から人集めまですべてを担ってきたフルベッキは、開成学校が開校する直前の1873年（明治6年）1月に、5月から7か月間の休暇と、休暇中の欧州旅行費用捻出のため給金の半金の一月300円の7か月間前貸しを申請していた。そして申請書には自分の任期は9月までなので、ここから七か月の休暇を取り除いて来年4月迄とし、帰国後の七か月間は給与を半金300円として返済したいと申請し、文部省の許可を得て、4月16日に日本を出国していた³⁰。

このフルベッキ解任は、当初の契約書の任期切れである9月初めをもって解任と、本人がいらないところで通告したものであった。グリフィスはこれに対しても抵抗し、解任発表の前日11日に内部的には知らされていたものであろう、その夜直ちに政府の責任者岩倉具視宛ての手紙をしたため、二日後の13日に帰国直後の岩倉に横浜で面会した。

フルベッキは10月26日に帰国した。おそらくその前に政府首脳から指示があったのであろう。当時の政府の最高決定機関である正院に顧問として年俸400円の5年契約が提示され、フルベッキはこれを受け入れた。そして12月にはフルベッキに対する長年の功績に対する感謝状が出されて、この件は決着を見た³¹。

グリフィスの抗議は無駄だった³²。

この直後の12月22日にグリフィスに対する新契約が提示され（これは7年2月16日までのものではないとグリフィスは日記に記した）、さらに7年1月20日に別の契約書が提示され、ここで7年2月16日まで契約が半年間延長され、8月16日までの契約が締結された。おそらく12月22日に提示されたのが、7年2月からの三年契約月給330円での開成学校化学教授でのものであり、グリフィスは直ちにこれを蹴ってしまったのだらう³³。

これがグリフィスの突然の辞任と帰国の背景である³⁴。

c) グリフィスによる留学勧誘とキリスト教講義

開成学校を途中で辞めたグリフィスは、生徒たちにいくつかの置き土産をした。一つは、海外留学の勧めであり、グリフィスの日記によれば、1873年（明治6年）5月15日、長谷川芳之助（化学予科一級）、齋藤修一郎、小村寿太郎（共に法科予科一級）の三人に海外留学を勧めている。

また帰国が明らかになった時期の1874年（明治7年）3月15日以後、3月22日、29日、4月12日、19日、5月2日、10日、17日、6月6日、28日、と毎週日曜日の夜に聖書の講義を行い帰国直前の7月12日に最終回を迎えた³⁵。

（4）開成学校法科本科一年の時代の学習

開成学校法科本科の教育課程とその実際の実施状況は、明治7年に出された「東京開成学校第二年報」と明治8年に出された「東京開成学校第三年報」で詳しくわかる。

「東京開成学校第二年報」は法学本科の教育課程を次のように定めている。

●第一年 下級

列国交際法（平時交際法）・英国法律（大意・憲法及び刑法）・憲法史記・心理学及び論文・ラテン語

●第二年 中級

列国交際法（戦時交際法）・英国法律（慣用法・結約法・衡平法及びその主旨）・羅馬法律・政学・修身学及び論文・フランス語

●第三年 上級

列国交際法（交際私法）・英国法律（私犯法・海上法及び貿易法）・羅馬法律・仏国法律（那命掌法律要旨/スペシャル・パーツ/オブコード/ナポレオン）・比較法論・証拠

法及び理説

そして9月から12月までに習得した本科第三級（第一学年）の科目として、

- ・英国法律書（ブラッキストン氏著）全部を終わる
- ・万国公法（ウールセー氏著）是部終わり
- ・国際公法（ソヒートン氏著）四部中の一部を終わる
- ・万国公法講義

第一 公法の字義・第二 古今学者の説・第三 公法起源論

- ・憲法講義

第一 憲法の字義・第二 憲法原山論・第三 憲法各種ある論・第四 憲法に三権ある論

第五 一国は一家より起こるの論これをギリシャ並びにローマの歴史によって証す

- ・政学講義

第一 自由の理・第二 罪科論・第三 刑罰真論・第四 権利義務

- ・ラテン語

ジーザルゴール征討記四巻を終わる

- ・羅馬法律

ジャステニヤン 10章・羅馬史を終わりギリシャ史を始める

- ・修身学講義

第一 修身の字義・第二 五倫・第三 善惡論・第四 人性善惡論・第五 国家原由論

- ・論文 ただし其題を政法上に関する

- ・仏語 会話

と記している。

先に示された本科第一年のカリキュラムのほとんどを終えた上で(心理学はカット)、二学年に予定されていた政学・修身学に入り、さらに羅馬法律にまで入っている。教えた教員は、法律関係はグリグズビー一人、そして修身学はサイル（英国人）と思われる。外国教授一覧にはラテン語の担当がないのだが、明治6年の予科の担当表にラテン語担当としては博物学担当のマッカーデが当てられているので、この人か？ フランス語担当はフランス人で文学担当のフォンテーヌか文学算学担当のリユウであろうか？

そして明治8年の「東京開成学校第三年報」には、9月に中級の第二学年に進級した学生たちが1月より7月に第一学年で修めた学として

- ・列国交際法（平時の部）（ホイートン氏著）
- ・列国交際法講義（私法の部）
- ・憲法（ブルーム氏著）
- ・法論（メイン氏著）終わる
- ・心理学（ヒッコック氏著）終わる
- ・ラテン語 ジ、ロースオレーション第一第二

・フランス語

の各学科を挙げている。

当初予定の二学年の過程の途中までをすでに一学年で終えるという進捗ぶりであった。

この法科生徒の学習状況については、「東京開成学校第三年報」に「法学教授ギリズビー氏申報の略」として次のように記されている。

法学生徒の第7月試業の評点数は大いに満足するに足る。而して余の生徒を教ゆるにや時々口述及び筆記の試業を行い、その学業を試みもって生徒を奨励しもてその進歩を助けり。かつ各生徒はすでに英国法律および列国交際法を略知しことに中級生徒のごときは一層学び難き法律の支目と言えども良くこれを了解するを得べき学力を有するに至れり。

またこの日本で初めてのローマ法の講義が行われたことについて研究した論文(W. E. Grigsby の学識と教育活動 : 日本最初の「ローマ法」講義担当者をめぐって 2013-11-30 阪大法学掲載)の著者・林智良氏は、その講義内容はかなり高度な内容で、しかも英訳を介在していたとはいえ、ラテン語で書かれたローマ法の内容をかなり理解していないと答えられない試験も行われていたので、「受講生が俊英中の俊英とはいえ、貢進生として上京するまで専ら士分の少年として教育を受けていた生徒たちにとって試練であったと思う。」と述べているが、すでに彼らは1871年(明治4年)の7月以来、米英人教師から直接英語で幾何・代数・窮理・化学・生理・地理・歴史・修身・英文法・英作文など講義を受けており(化学と窮理のみ日本人教官が補助に入る)、明治5年(1872)8月以降は、化学と窮理も英米人教師だけが英語で講義することとなり、1874年(明治7年)9月から1875年(明治8年)7月の時点ではすでに、まる3年から4年の間、英語ですべての科目の講義を英語で受け答えしており、同時に英作文もかなり修練を積んでいるので、英語でローマ法の講義を受け、試験に應えることは、それほど難しくはなかったことと思われる(ラテン語の学習はまだ2年目ではあったが)³⁶。

斎藤はこの7月までの過程を終えた時点でアメリカのボストン大学に留学(三浦和夫⇒ニューヨークコロンビア大学法学校・小村寿太郎⇒マサチューセッツ州ケンブリッジのハーバード大学法学校・菊池武夫⇒ボストンのボストン大学法学校)しているので、開成学校での学習はここまでである。

なお開成学校法科で法学一般を担当したグリグズビー W. E. Grigsby の経歴を略述して置く。

1847年4月3日、イングランド・エセックスにて牧師の次男として生まれる。長じてグラスゴー大学に学び、修了後、オックスフォード大学ペリオールコレッジにて法学士号を取得。1873年11月22日にインナー・テンプル法曹院の学生学校教授となったが、翌年在英国日本公使館を通じて開成学校法科教授に招聘され、1874年5月6日に着任。1878年の離日後は、1880年にロンドン大学で博士号を授与され、1881年法廷弁護士となり、弁護士活動の傍ら多くの法学書も出版。1883年から93年はロンドン

州議会議員として活動し、1899 年 8 月 11 に、キプロスの判事として在職中に急死。
52 歳であった³⁷。

このグリグズビー W. E. Grigsby そして同時期に来日し開成学校で教えた米人アンサンク⇒図学測量学・数学教授に、仏人リュウ⇒文学教授に、化学教授英人アトキンソンおよび工学教授スミスらの、法科・理科・工業科・諸芸学科の教授陣は、それぞれの国の日本公使館を通じて招聘したものであり、開成学校本科は、これまでの教授陣の多くはフルベッキの人脈（オランダ改革派教会）を通じて招聘されたものであったことから、完全に自立した。

明治 6 年に来日して文部省学監となったマレーと合わせ、こうした公使館を通じた専門家招聘体制が整いつつあったことも、フルベッキ解任の背景にあったものと思われる。

大学を卒業し大学教授として教鞭をとっていたが、まだ 27 歳と若いグリグズビーに、イギリスの最新の法学の詳細を講義されたということは、齋藤を始め、この日本最初の法学校で法律を学んだ人々にとって、人生を決める大きなものがあったであろう。（留学の経緯はまた次の機会に）

¹ 雑誌日本及日本人第 530 号 1910・明治 43 年 4 月 1 日掲載の「米国の侵略的径路」については、2011. 11. 19 朝河貫一研究会第 91 回研究会にて報告。「朝河貫一の日本外交批判論の限界」。また齋藤の遺著『日米外交論』（1910 年相模書店刊）については、2012 年 11 月 19 日朝河貫一研究会第 94 回にて報告。「もう一つの『日本の禍機』：大塚善太郎『日米外交論』1910 年相模屋書店－齋藤修一郎「最近米国観」の発見」。また二つの論考をまとめたものとして、2016. 5. 7 日本英学史学会第 501 回本部例会にて報告。「齋藤修一郎のアメリカ観」。どちらも <https://plummink10.sakura.ne.jp/saito.htm> で見られる。

² : 雑誌日本及日本人第 530 号 1910・明治 43 年 4 月 1 日掲載の「米国の侵略的径路」については、2011. 11. 19 朝河貫一研究会第 91 回研究会にて報告。「朝河貫一の日本外交批判論の限界」。また齋藤の遺著『日米外交論』（1910 年相模書店刊）については、2012 年 11 月 19 日朝河貫一研究会第 94 回にて報告。「もう一つの『日本の禍機』：大塚善太郎『日米外交論』1910 年相模屋書店－齋藤修一郎「最近米国観」の発見」。また二つの論考をまとめたものとして、2016. 5. 7 日本英学史学会第 501 回本部例会にて報告。「齋藤修一郎のアメリカ観」。どちらも <https://plummink10.sakura.ne.jp/saito.htm> で見られる。

³ 2017. 3. 4 日本英学史学会第 509 回本部例会にて報告。「齋藤修一郎と英学①－沼津兵学校付属小学校時代」。これも <https://plummink10.sakura.ne.jp/saito.htm> で見られる。

⁴ 2018 年 4 月 7 日 日本英学史学会第 520 回本部例会にて報告。「齋藤修一郎と英学②－大学南校から開成学校時代－（1）大学南校」。これも <https://plummink10.sakura.ne.jp/saito.htm> で見られる。

⁵ 2019 年 12 月 7 日 日本英学史学会第 534 回本部例会にて報告。「齋藤修一郎と英学②－大学南校から開成学校時代－（2）南校・東京第一番中学時代」。これも <https://plummink10.sakura.ne.jp/saito.htm> で見られる。

⁶ 「英文自伝」は、ラトガース大学 Rutgers University のアレキサンダー図書館 Alexander Library が所蔵する、グリフィス・コレクション The William Elliot Griffis collection の中の、生徒作文 Student Essays 319 編の第 20 編目の作品で、署名は Edward。Edward の伝記を第三者が書くという他の生徒の自伝とは異なる興味深い形の文章である。全文の翻刻と解説は、2011. 4. 2 英学史学会本部例会第 462 回にて報告。その後 2012. 3 刊 日本英学史学会東日本史部研究紀要「東日本英学史研究」第 11 号掲載。これらも <https://plummink10.sakura.ne.jp/saito.htm> で見られる。

⁷ 「自伝」を翻刻発表した時は岩倉使節団による条約改正かと推測したが、マリア・ルス号事件

が、齋藤が南校⇒東京第一番中学で学んでいた当時の出来事だとわかったので、このように変更した。

⁸ この裁判を適時報じたのは横浜の複数の英字新聞であった。当時の日本語の新聞の報道は極めてまれで、簡略なものであるので、齋藤がこの裁判が国際法の理解に関わるものであり、裁判によって日本が国際的紛争に巻き込まれる危険があると認識したとすれば、英字新聞を読んでいたとしか考えられない。だが一介の学生がこれを定期購読できるとは思えず、当時在学していた東京第一番中学に図書室があり、ここに横浜の英字新聞が常備されていたと考えられる。しかしこのことを示す史料は今の所、管見の限りでは見当たらず、開成学校に改変され、さらに東京開成学校と校名変更された後の明治7年5月13日に「書籍縦覧室」設置の記事が、明治8年4月刊の「東京開成学校第二年報」の沿革の記事に見られるだけである。

⁹ マリア・ルス号事件については「英学史研究」第49号・2016年10月刊に、岩上はる子氏が、「F.V.ディキンズの再来日の日々を追う—マリア・ルス号裁判を中心に—」を寄せて、この裁判を詳細に報じた横浜の英字紙・The Japan Weekly Mail の記事に依拠して、裁判の経過と意義を詳しく論じられている。本論はこれに依拠するとともに、武田八洲満著『マリア・ルス事件—大江卓と奴隷解放』1981年有隣新書刊を参考にした。

¹⁰ ※補遺と落丁は「文部省雑誌」になく、筆者が時間割から補う。

¹¹ 予科第二級は14名。先の資料の予科第一級20名から6名抜けている。

¹² 『増訂 お雇い米国人科学教師』渡辺正雄著 北泉社刊 1996年による。

¹³ 山下英一著『グリフィスと福井【増補改訂版】』2013年エクシート刊所収の年表による。

¹⁴ D.B.マッカーティと「琉球処分」問題 パレット著 史学雑誌131巻2号 2022年および、『増訂 お雇い米国人科学教師』渡辺正雄著 北泉社刊 1996年による。

¹⁵ 『増訂 お雇い米国人科学教師』渡辺正雄著 北泉社刊 1996年による。

¹⁶ パーレー万国史『Parley's Common School History of the World』初版1837年。項目：入門（1—5章）アジア（6—34章）・アフリカ（35—44章）・ヨーロッパ（45—151章）・アメリカ（152—167章）・オセアニア（162—178章）。全512頁（以上1837年の初版版）

¹⁷ 誰のどのような書物なのかは不明。

¹⁸ Marcius Willson 「OUTLINES OF HISTORY-geographical and hisutorical and maps」の「THE UNIVERSITY EDITION」1856年刊の第二部「MODERN HISTORY」の第三章「GENERAL HISTORY DURING SIXTEEMTE CENTURY」

1：序章

2：ヘンリー8世とチャールズ5世の時代

3：エリザベスの時代

4：同時代史

第一章：紀元後から西ローマ成立（AD476）第二章：西ローマ成立からアメリカ大陸発見

（AD1492）第四章：17世紀 第五章：18世紀 第六章：19世紀（1852年まで）。

¹⁹ 2019年12月7日 日本英学史学会第534回本部例会報告で齋藤がHume's History of Englandを学んだことを報告した際、故楠家会長が「すごく本格的な歴史教育をすでに受けていたことに驚いた」と感想を述べられていた。

²⁰ 雑誌太陽：1898・明治31年12月5日 第4巻24号に「外交論」を寄稿。

²¹ 雑誌太陽：1903・明治36年2月1日 第9巻2号に「世界的強国としての独逸」を寄稿。雑誌太陽：1903・明治36年7月1日 第9巻8号に「独逸皇帝の人物」を寄稿。これはアメリカの週刊雑誌の記事を翻訳したもの。雑誌太陽：1903・明治36年11月1日 第9巻13号に「露国の半面観」を寄稿。

²² 雑誌日本及日本人第530号1910・明治43年4月1日に「米国の侵略的径路」を寄稿。

²³ 齋藤の又従兄弟・松本源太郎の「懐旧談を読む」による。

²⁴ これはあまりに名残が惜しかったのであろう、後に開成学校開校当時の最上級生から選ばれた文部省第1回貸費留学生が1875（明治8）年8月15日にニューヨークに着いたとき、齋藤が代表してグリフィスに手紙を書き、その後みなでフィラデルフィアのグリフィスを訪ねているのである。

²⁵ 山下英一著『グリフィスと福井』。P27～28。「不如意な東京生活」参照。

²⁶ 「文部省往復」明治6年乙200～201丁）。

²⁷ 「文部省往復」明治6年丁412～413丁）。

²⁸ 「文部省往復」明治6年乙324丁）。牧師の資格を持った者は、フルベッキ・ヴィーダー・マッカーティの3名である。

²⁹ 即時の雇止めは結局実施できなかったが、グリフィスによる文部大丞田中不二麿への直訴も空しく、8月19日には田中からの返信があり、6年7月14日から六か月間7年2月16日までの契約

に変更がないことを通告されていた。

³⁰ 申請書は、「文部省往復」明治6年丙の170丁—172丁。許可書は、「文部省往復」明治6年丙の181丁。

³¹ フルベッキは妻と幼い子供たちも東京におり、開成学校敷地内の住居は辞めれば即時退去となっていた。彼には政府の新提案を受け入れるしかなかった。

³² このキリスト教排撃を主導した開成学校校長伴正順は明治6年12月19日に副校長に降格され、さらに明治7年4月に新設の宮城外国語学校長に転任した。これがこの文部省当局の責任の取り方であった。

³³ 開成学校教頭フルベッキ解任問題については、2024年3月2日、日本英学史学会本部例会 第572回例会にて「開成学校教頭フルベッキ解任の真相」として報告した。報告の概略は <https://plummink10.sakura.ne.jp/saito/syuu21.htm> を参照のこと。

³⁴ 山下氏の論は山下英一著『グリフィスと福井』P27～28「不如意な東京生活」では、グリフィスには工芸学校開設の約束が守られないことへの不満があつて、学校を辞めたとされているが、真実は、日曜休日の廃止と一六休み強行、そして教頭フルベッキの突然の解任に見られるような、今までの功績への感謝もなく、キリスト教の影響とそれを担う教師を排斥しようとする開成学校当局と文部省への不満が突然の辞任と帰国の背景であると思われる。山下氏の理解は、グリフィス自身が日記にも、さらには当時の状況を詳しく記した著書『Verbeck of Japan』『日本のフルベッキ』にも理由を全く記していないため、彼の日記に契約の変更の際に学校当局と話した際の話題として、工芸学校開設の件がしるされていたことに依拠した誤った推論であると思われる。

³⁵ なお同様な聖書講義は福井の明新館での生徒で東京に来ていたものたちを対象に、4月5日から都合11回の聖書講義を、これは日曜の午前に行っていた。

³⁶ この開成学校法科本科一年の9名の学生の内、3名は、一年の過程を終えた明治8年9月にアメリカに留学し、三浦和夫⇒ニューヨークコロンビア大学法学校・小村寿太郎⇒マサチューセッツ州ケンブリッジのハーバード大学法学校・菊池武夫・齋藤修一郎⇒ボストンのボストン大学法学校のそれぞれの2学年に編入されて米国人教授の英語の講義に対応し、それぞれ2年かけて卒業していることから、彼らの英語力の高さは認識できる。

³⁷ 林智良著 W. E. Grigsby の学識と教育活動：日本最初の「ローマ法」講義担当者をめぐって 2013-11-30 阪大法学掲載 による。